平成２８年（フ）第１２４号
沖縄県うるま市石川伊波331番地　県営石川団地３号棟202号室
債務者　宇江城貴子
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１８７０号
横浜市中区扇町１丁目２番地３　フェリズ横浜公園802
債務者　矢野　宏昌
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９３０号
神奈川県藤沢市亀井野３丁目６番地の28
債務者　青木　繁明
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０８１号
横浜市神奈川区三枚町257番地５　Ｐｕｒｅハイツ257　203号
債務者　小原　　和
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１４５号
横浜市鶴見区梶山１丁目29番17号　101号室
債務者　浦　利佳子（旧姓野中）
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１５１号
神奈川県藤沢市白旗１丁目15番１―407号
債務者　安岡　晋哉
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１５９号
横浜市旭区二俣川２丁目15番地15　プチメゾンＦ104
債務者　三嶋真紀子（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９０１号
東京都東久留米市八幡町２丁目11番２―206号
債務者　西　真由美
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１８２１号
横浜市港南区上大岡東３丁目６番12号
債務者　芹澤　奈美
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８３５号
横浜市西区中央１丁目９番14号
債務者　熊谷　和彦
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月25日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９４９号
横浜市戸塚区汲沢３丁目２番３―312号
債務者　伊藤　裕一
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４５９号
栃木県宇都宮市陽南４―９―13　栃木県立がんセンター５階緩和病棟、住民票上の住所栃木県宇都宮市下栗町697番地４　コーポ平野Ｂ103
債務者　吉澤　理香
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第６８５号
東京都町田市忠生２丁目３番地１ビッグフォレスト町田309
債務者　田村　　明
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月21日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１０１１号
東京都東村山市本町４丁目４番地本町アパート11―701
債務者　谷中　芳夫
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８３３号
東京都世田谷区尾山台３丁目18番11号サンライズ尾山台105
債務者　原　みず穂
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４１２号
栃木県日光市鬼怒川温泉滝563番地３
債務者　富永　知子
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係